

## 児童発達支援センター伊勢市おおぞら児童園虐待防止のための指針

### 1 虐待防止に関する基本的な考え方

児童発達支援センター伊勢市おおぞら児童園(以下「おおぞら児童園」という。)では、児童虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持及び人格の尊重を重視し、職員一人一人が利用者に対する以下の虐待に該当する行為を行わないという認識のもと、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めます。

<虐待に該当する行為>

#### (1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

#### (2)性的虐待

利用者に対しわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (3)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対し著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4)放棄・放置

利用者を衰弱させたり、正常な発達を妨げたりするような著しい減食又は長時間の放置その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### 2 虐待防止委員会の組織体制

<虐待防止委員会の設置>

おおぞら児童園では、虐待の予防、早期発見及び早期対応、再発防止策の検討等を行うため、虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

#### (1) 設置目的

- ・虐待の防止のための指針の整備
- ・虐待の防止のための職員研修の計画・実施
- ・虐待等について、職員が相談・報告ができる体制整備
- ・職員が虐待等を把握した場合、市担当課等への通報が迅速かつ適切に行われるための手続
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策の検討
- ・再発の防止を講じた際に、その効果についての検証

(2) 委員会の構成員

- 1) 園長【虐待防止担当者】
- 2) 主任保育士
- 3) 児童発達支援管理責任者
- 4) 専門職（作業療法士・言語聴覚士）
- 5) 看護師
- 6) 相談支援専門員

(3) 委員会の開催

- ・年1回以上開催
- ・必要時は随時開催

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、虐待等の防止に関する適切な知識を普及・啓発するために次の職員研修を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- (2) 新任者に対する虐待防止研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

### 4 事業所内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市担当課等に通報するとともに、その要因の除去に努めます。

また、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

虐待等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、園長が、緊急に当該案件の分析及び検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集するものとします。

### 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、上席者等に報告します。
- (2) 被報告者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員等からの報告があった場合には、市担当課等に通報するとともに報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、必要な措置を講じるとともに、保護者等への説明及び市関係部局へ報告します。

(4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

## **6 利用者等に対する当該指針の回覧に関する基本方針**

この指針は、おおぞら児童園施設内への掲示及びホームページへの掲載を行い、積極的な回覧の推進に努めます。

## **7 その他虐待防止の適正化への推進のために必要な基本方針**

おおぞら児童園は、要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、伊勢市こども発達支援室、福祉生活相談センター・障がい福祉課等の各連携機関との連携を取り、虐待の発生又はその再発を防止します。

## **附 則**

この指針は、令和4年10月1日から施行する。